

國學院大學學術情報リポジトリ

唐における新羅人居留地と交易

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山崎, 雅稔 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000798

唐における新羅人居留地と交易

山崎雅稔

キーワード

円仁 入唐求法巡礼行記 在唐新羅人 新羅坊 赤山法花院 清海鎮

はじめに

古代東アジアの海域世界において、遠距離交易の荷担者として出現する新羅海商はどのような歴史的 성격や背景を帯びていたのだろうか。この問題を考えるために、本論では中国の沿岸部に居留地を形成し、唐と新羅・日本など東夷諸国を結ぶ交易ネットワークの一軸を構成して海商の活動をバックアップしていた新羅人のディアスポラ世界の様相に注目する。

唐に居留地を形成した新羅人の活動や居留社会の動向については、延暦寺僧円仁（七八五―八六四）が残した『入唐求法巡礼行記』（以下『行記』と省略する）の記録に基づいて、その特質が明らかにされてきた。承和五年（八三八）に遣唐請益僧として唐に渡った円仁は、申請した在留延長を認められずに帰国の途につくが、山東半島東端の登州文登県に居留する新羅人の協力により残留の機会を得て、公驗・過所の発給を待つて五台山巡礼、長安への求法を目指して出立する。その後、武宗の廢仏政策によって長安を追われ、日本に向かう船を

求めて新羅人居留地を奔走し、大中元年（八四七）に便船を得て大宰府に帰来している。約九年半におよぶ在唐生活で多くの新羅人と出会い、その支援を受けたことが知られるのである。

新羅人の居留の実態に関する研究史を紐解けば、円仁の活動に即して戦前より関心を寄せられてきたが、その知見が深化するのは金文経氏の研究⁽²⁾以後のことであり、張宝高（張保皐）⁽¹⁾ 研究とも交差しながら、これまでに居留地の形成と分布、社会組織と自治、新羅僑民の生業と宗教生活、藩鎮勢力との関係、国際貿易の展開、新羅禪宗との関係など多岐にわたる視角から様々に論じられてきた。韓国で出版された許逸氏他『張保皐と黄海海上貿易』や権恵永氏の『在唐新羅人社会研究』⁽³⁾などは、その到達点を示す論著であり、幾多の研究によつてすでに議論は尽くされた感もあるが、あらためて『行記』の関連記事を検討してみれば、基本的な課題も残されているように思う⁽⁴⁾。

本論の関心に沿つて整理すれば、在唐新羅人社会論においては、朝鮮半島から中国への人口移動を居留地形成の前提に据えてきた⁽⁴⁾。すなわち、新羅人の唐への移住の背景には、唐の異民族に対する開放性、安史の乱後の東アジア経済の国際化や海域世界の流動化といった要因とともに、新羅の地方支配の弛緩や経済的困窮、政治的理由による亡命、強制的な移動（人身売買）など、人々を新羅から押し出していく要因があつたとされる。そこには、七世紀の唐の高句麗侵攻や唐・新羅の連合軍による百濟・高句麗討滅戦争を背景とする流民・遺民の発生、および唐の徙民政策による強制移住の展開、八世紀以降断続的に記事にのぼる天候不順・自然災害・凶作・飢饉・群盜蜂起を背景とする新天地への移住、さらに九世紀初頭に唐で盛行した海賊による新羅民衆の掠奪行為などが想定されている。

居留地形成と個々の社会状況との因果関係、とりわけ九世紀段階の居留社会との接続に対する史料の裏付けの問題をひとまず措くとすれば、これらは移住と定着の歴史的展開において妥当な論点であるように思われる。しかし、八二〇年代における江淮地域から山東地域への新羅人の移動⁽⁵⁾、八四〇年代の会昌の廢仏政策を背景とする江南地域への新羅人の進出が指摘されるように、唐に渡つて定着した移民がさらに唐国内の各地に移動したことが知られる。また、移住した後、再び新羅本国に戻つていく人の流れも存在する。したがって、新羅から唐に向かう単線的な移住だけを想定し、人口移動を促したプッシュ・プル要因を想定し、これを概括的に説明するだけでは、新羅移民が持つ多動性や複雑な社会関係を十分に説明できないという問題がある。

また、在唐新羅人社会論には、各地に離散した新羅人や居留社会が、新羅人としてのアイデンティティを媒介にして共同性を維持し、包括的なネットワークを有するものとして把握しようとする傾向がある⁽⁷⁾。しかし、右に列挙した可能性としての移住の契機は、むしろ居

留社会の多様な展開の可能性を示唆するものである。本論を通して具体的に見ていくが、『行記』を参看すれば、居留地間の関係や新羅本国との関係は地域により大きく異なっている。登州・楚州・泗州の居留社会は本国との連絡を保持し、三地域の居留民が連携しているのに対し、密州・海州の新羅人にはそれが希薄である。この相違は、移住の時期や背景、移住元の相違や移住の新旧による住み分け、あるいは唐における社会的役割や本国との交易関係の有無などによって生み出されたものと考えられる。こうした居留社会の実態を丁寧に考察することが求められよう。

本論ではこれらの課題をふまえて、所期の目的に迫りたい。円仁の目線からは新羅人の交易の実態を読み取りにくいのが、楚州・登州の新羅人の活動に、唐と新羅・日本との交通上の諸機能、地域権力との関係を含む唐の行政上の役割を見出すことができる。その事実関係を見ていくことで、居留地の交易上の特質への接近も可能であろう。以下では、第一節で泗州漣水県の新羅坊を中心に新羅本国との関係を検討し、第二節では楚州・登州の新羅人の役割を整理する。そして第三節では江淮から山東への居留地間移動について論じる。これらの考察によって、新羅人の居留社会が唐の対新羅交通に密接に関わりながら、その交易上の機能を発達させ、維持していた可能性を指摘したいと思う。

一、新羅人の居留地と新羅本国の関係

(一) 泗州漣水県と清海鎮

新羅人の居留地は、揚州・楚州・泗州漣水県・海州東海県・密州諸城県、および登州牟平県・海陽県・文登県など江淮から山東地方にかけての各地に広がっていた。また、江南の蘇州・明州・越州などの港市を拠点にして活動する新羅人がおり、遅れて五代十国時代には台州黄巖県に新羅坊があったことも知られる。⁸⁾

これらの居留地と新羅本国との交易を構想する際、先行研究のなかには、新羅の清海鎮の張宝高があたかも中国沿岸部を拠点に活動する海商を統率していたかのように捉える傾向もあった。しかし、清海鎮の交易は江淮の泗州漣水県や楚州にあった新羅坊、登州南辺に居留する新羅人とのネットワークを基礎にして、国際的な集積港として発展した揚州などの大都市、交易地としての新羅や北部九州と接続することによって展開されたものであって、それは必ずしも中国沿岸部に分布するすべての居留地とつながるものではなかった。

とりわけ、泗州漣水県の新羅人には清海鎮との特殊な結びつきが認められる⁹⁾。この事実は、清海鎮兵馬司などの肩書を付与されて国際貿易を行っていた崔暈と円仁の交流や、杜牧（八〇三―八五二）が書いた「張保臯・鄭年伝」（『樊川文集』卷六所収）を通して確認される。以下に考察するように、二つの地域は移住元、移住先という関係にあり、人々の断続的な往還によって形成された移民のネットワークが存在したとみられる。この基本的な地域間関係が清海鎮交易の一つの前提として浮かび上がってくる。

まず、崔暈と円仁の交流を見ていく。開成五年（八四〇）二月、登州文登県（以下、赤山院とする）に逗留中であつた円仁は、「崔押衙船」が揚州より北上して近隣の乳山浦に停泊中であることを知り、崔暈に宛てて書状を送っている。『行記』卷二・同年二月十七日条にその写しがみえる（以下断らない限り、『行記』を用いる）。

（上略）伏惟押衙尊体康裕。即此円仁蒙_レ恩、隔以_二雲程_一、不_レ獲_二覲謁_一。瞻_二囑日深_一、欽詠何_レ喻。円仁留_二住山院_一、多幸過_レ年、厚蒙_二衆僧仁德_一、殊慰_二旅情_一。斯乃押衙慈造矣。庇蔭広遠。豈以_二微身_一能酬答乎。深銘_二心骨_一、但増_二感愧_一。先蒙_二芳旨_一、開春從_二漣水_一、專使賜_レ船、送_二達淮南_一者。近聞_二台山靈跡_一、不_レ任_二追慕_一。円仁本意專尋_二釈教_一。幸聞_二聖境_一、何得_レ不_レ赴。縁_レ有_二此願_一、先向_二台岳_一。既違_二誠約_一、言事不_レ諧、深愧_二高情_一。還恐所_レ遣使人、空致_二劬勞_一。莫_レ賜_レ怪責。求法已後、却_二帰赤山_一、從_二清海鎮_一、転向_二本国_一。伏望_二張大使_一具陳_二事情_一。円仁却迴、略計明年秋月。若有_二彼方人船往來_一、請垂_二高命_一、特令_二尋看_一。僧等帰郷、專憑_二鴻救_一。不_レ任_二勤仰之至_一。謹留_二空狀_一代申。不宣、謹狀。

右によれば、台州天台山への巡礼を熱望していた円仁は、巡礼のための人船の手配を崔暈に託していた。崔暈はその求めに応じて、漣水より船を出して「專使」を遣わし、「淮南」に送り届ける手筈であるとの「芳旨」を寄越してきた。開成四年（八三九）六月二十八日条に、「夜頭、張玉高遣大唐売物使崔兵馬司来_レ寺問慰」とあり、円仁は赤山院で崔暈の訪問を受けている。「誠約」はこの時に交わされたらしい¹⁰⁾。後掲する会昌五年（八四五）七月九日条によれば、このとき崔暈は自分の名前を書いた「名紙」を与え、それを携えて漣水に至れば、策を講じてともに日本に渡海すると約束している。

ところが、赤山院の新羅僧聖琳から「天台山教迹」を伝える五台山の話聞いた円仁は、五台山巡礼を優先することを決意していたの

であり、崔暈の「芳旨」を得た時点ですでに公験の発給を待つばかりの状況にあった。そして、右の書状を作成した二日後、二月二十九日には赤山院を旅立っている。「聞^レ台山靈跡^一、不^レ任^二追慕^一」「幸聞^二聖教^一、何得^レ不^レ赴^一」とは巡礼への思いそのものである。しかし、計画の変更は崔暈の計らいや迎えに来るであろう「使人」の協力を徒勞に終わらせてしまう。書状はそのことを陳謝し、あらためて帰国の補助を求めたものである。すなわち、五台山巡礼後、明年（開成六年）の秋を目処に赤山に戻り、清海鎮經由日本に帰国したいとの心算を伝え、日本に向かう人船があれば、自身のもとを訪ねさせるよう依頼している。さらには「張大使」（張宝高）への言伝と書状を託している。

円仁の書状と前後の崔暈の行動を整理すれば、崔暈は揚州での交易後、山東半島東南岸に位置する登州の乳山浦・赤山浦を寄港地として風を待ち、渡海の機を捉えて朝鮮半島に渡り、新羅の西海岸沿いを南下して清海鎮を目指す航路を利用したことが想定される。清海鎮は日本に向かう航路上に位置し、大宰府との交易関係を有していた。円仁が帰国船を得るために崔暈に期待を寄せたのはそのためであるが、これが清海鎮を拠点とする海商が利用した基本的な航路であったとみられる。

問題となるのは、崔暈が漣水からの発船を伝えている点である。泗州漣水県は大運河と淮河の結節点に位置し、運河を南行すれば楚州を経て揚州に至り、北行すれば海州・密州の海港や沂州に達し、淮河を下れば海口に出ることも容易な運漕の要衝であった。この地には新羅人の居留区である新羅坊が存在したが、そこは崔暈の「名紙」が通用する土地柄であったという。

こうした崔暈と漣水の関係は、会昌五年（八四五）年七月九日条にも見える。同年、突如として長安を追放されて帰国することになった円仁は、京兆府の公験を手に東行し、揚州・楚州經由で登州を目指す。その途上、泗州漣水県の新羅坊に立ち寄った際、偶然にも崔暈に再会したのである。

齋時^二到^一漣水^一。具属泗。緣^二楚州^一詔語有^レ書^一、付送^二漣水^一郷人^一。所^レ囑令^二安存^一、兼計^二会留^一鉤之事^一、仍到^レ県、先入^二新羅坊^一。坊人相見心不^二慙^一。就^二惣管等^一苦覓^二識認^一、每^レ事難^レ為。遇^二崔暈^一第十二郎。曾為^二清海鎮兵馬使^一、在^二登州赤山院^一時、一度相見、便書^レ名留期云、和尚求法帰国之時、事須將^二此名紙^一到^二漣水^一、暈百計相送、同往^二日本^一。相期之後、其人又帰到^二新羅^一、遇^二国難^一、逃至^二漣水^一住。今見便識、情分不^レ疏、竭^レ力謀^二停住之事^一、苦覓^二識認^一。惣管等俛仰計^レ之。仍作^レ状入^レ県見^二長官^一、

請_レ停_二泊_一当_二新羅坊内_一、覓_レ船_一帰_二国_一。(中略)長官問云、新羅坊裏、曾有_二相識_一否。答曰、縁_下開成四年日本国朝貢使_二從_二楚州_一、發_二帰_二国_一、時皆於_二楚州及当_二県_一抽_レ人、的_レ令_二有_二相識_一。長官処_二分_二祇承_一人云、領_二和尙_一到_二新羅坊_一、若人識_レ認、即分付取_二領_一狀_一來、若無_二人_一認、即却領_二和上_一來。便共_レ使_二同到_二坊内_一。惣管等擬_レ領、別有_二專知官_一不_レ肯、所以不_レ作_二領_一狀_一、却到_二県中_一。(後略)

右の記事によれば、新羅に帰国した崔暈第十二郎は張宝高が殺害されるという「国難」に遭遇し、追捕の手を逃れて漣水に身を寄せていた。円仁の帰国事情を知った崔暈は、新羅坊内に「停住」し、日本行きの便船を待つて漣水より渡海するよう提案し、そのために自ら新羅坊惣管の説得にあたり、漣水県司の承認を得るために動いている。円仁が坊内に留まるには、かつて遣唐使とともに漣水に停泊した折に会った者の「識認」が必要であつたらしい。しかし、当時僧侶の通行や一所への「停住」は厳しく制限されており、結局、専知官の反対もあつて「領状」(身元引受証明)を得るには至らず、円仁は坊外の大善寺に止宿し、三日後に崔暈が手配した雇船で海州に發つてゐる。崔暈は「領状」を付与できる立場になつたにもかかわらず、新羅坊内では一定の発言力を持つており、惣管や専知官、さらには県令を動かし得る存在であつた。⁽¹⁴⁾崔暈が惣管らとコネクションを持ち、坊内でその地歩を築き得たのは清海鎮兵馬司時代のことであろう。その関係が逃亡者となつた後にも維持されていたのである。

漣水と清海鎮のつながりが有する性格は、次に掲げる杜牧の「張保臯・鄭年伝」にも窺われる。⁽¹⁵⁾朝鮮史料との食い違いもあるが、後略した部分には郭子儀・李臨淮の評伝とともに、仲違ひしていた鄭年を私怨を棄てて迎えた張保臯(張宝高)の度量を称える文章が含まれ、全体として作者の党争政治に対する批判を反映した作品になつてゐる。⁽¹⁶⁾この主題からすれば、杜牧は彼が知り得たある程度客観的な情報に基づいて二人の伝記を書いた可能性が高いと見て論を進める。

新羅人張保臯鄭年者、自_二其_一国_一來_二徐州_一、為_二軍中小將_一。保臯年三十、年_二少_一十歲、兄呼_二保臯_一。俱善鬪戰騎而用_レ槍、其本国与_二徐州_一、無_レ有_二能敵者_一。年復能没_レ海、履_二其_一地_一五十裏不_レ鬻。角其_二勇健_一、保臯不_レ及也。保臯以_レ齒、年以_レ芸、常齟齬不_二相下_一。後保臯帰_二新羅_一、謁_二其_一王_一曰、遍_二中国_一以_二新羅人_一為_二奴婢_一。願得_レ鎮_二清海_一。新羅海路之要、使_レ賊不_レ得_二掠_レ人西去_一。其王与_二万人_一、如_二其_一請_一、自_二太和_一後、海上無_レ鬻_二新羅人_一者_上。保臯既貴_二於其_一国_一、年錯莫去_レ職饑寒、在_二泗之漣水_一。一日言_二於漣水戍將馮

元規¹⁷曰、年欲¹⁸東帰乞¹⁹食於張保臯²⁰。元規曰、爾与²¹保臯²²所²³挟何如。奈何去取死其手。年曰、饑寒死、不如兵死快、況死故郷耶。年遂去。至謁保臯飲之極歡。飲未卒、其国使至、大臣殺其王、国乱無主。保臯遂分兵五千人与年、持年泣曰、非子不能平禍難。年至其国、誅反者立王。以報王遂召保臯為相、以年代保臯。(後略)

これを簡潔に要約すれば、次の通りである。新羅人の張保臯と鄭年はともに唐に渡り、徐州で「軍中小將」となった。二人が所属したのは徐州節度使の牙軍であった武寧軍とされる¹⁷。保臯は槍術に優れ、鄭年は水中の潜行を特技とした。けれども二人は仲が悪かった。やがて保臯は新羅に帰国して王に拝謁し、人身売買を禁圧するために「清海」の鎮衛を請い、「万人」の兵を与えられた。一方、年は職を去って泗州漣水県に身を寄せていた。しかしある年、飢寒のために帰郷を決意する。保臯は「故郷」に戻った年を飲んで迎え入れた。時に大臣が王を殺害し、国が乱れた。保臯は兵五千人を年と与えて反逆者を討たせ、王に召されて宰相となった後は年に清海を守らせた。

鄭年はその特技からみて海民の出身であろう。除隊後は漣水に滞在し、「漣水戍將」馮元規なる人物との親交があったという。杜牧の作文になるが、鄭年は帰国に際して、馮元規と語らい、「故郷」での死を選んだことを決意している。二人のやりとりは、鄭年と張宝高、漣水と「清海」(鎮)をつなぐ鍵になっている。「故郷」は広義に新羅を指すものと解釈しても問題ないが、後文の内容を見れば、「清海」への帰還を前提にして話が展開している。「故郷」とは「清海」を指すのであり、具体的には清海鎮が置かれた朝鮮半島西南部の莞島、あるいはその周辺の島嶼のことと考えられる。

移民研究の成果によれば¹⁹、居留社会はまず出身地を同じくする人々によって形成される傾向を持つ。また、移民の目的は同族・同郷関係に一致し、それが移民の新しい社会環境への適応を可能にしたという。こうした基本的理解に照らせば、鄭年の在唐生活や崔暈の亡命に漣水との関係が看取されるのは偶然ではあるまい。そこには清海鎮周辺を移住元、漣水を移住先とする移民のネットワークの存在を想定できる。鄭年の同郷者であって、同じ目的で渡唐して軍職に就いた張宝高は、鄭年と一緒に漣水に移住したものと憶察される。漣水と「清海」との関係がいつ、いかにして始まったのかは不明だが、先学の推定²⁰に準じて張宝高・鄭年の渡唐時期を八世紀末から九世紀初頭に置くとすれば、両地域は崔暈の亡命に至るまで約半世紀にわたって緊密な関係を維持したことになる。同時に、崔暈がその貿易活動において、漣水を唐国内の一拠点としているように、清海鎮の国際貿易の前提には移住民の往還が生み出す両地域を結ぶネットワークがあっ

たことを確認できる。

以上、新羅人居留地と新羅本国の関係を示す事例として、泗州漣水県と清海鎮を結ぶ往来に着目した。清海鎮の特殊性を考慮すべきかもしれないが、漣水に出入りする新羅人の状況は、居留社会が移民の出身地など特定の関係を紐帯として構成される場合があったことを示唆している。

(二) 揚州・密州・海州の新羅人

次に、揚州・密州・海州における居留の傾向について一瞥する。これら三つの地域の新羅人は、漣水の新羅人とは対照的に本国との関係が明確でない点に特徴がある。

揚州は大食国・波斯国・占婆国など多くの外国商人が集まる国際貿易都市であり、崔暈の例を考慮すると、新羅人の参入も認められる。また、朱景玄の『唐朝名画録』は、中唐期の周昉の作品にふれて、「貞元末、新羅国有二人於江淮、以善画一收市数十卷、持往彼国」(神品・中)という巷談を載せており、元稹の『元氏長慶集』も「鷄林賈人、求市頗切自云、本国宰相每以百金一換一篇、其偽者宰相輒能弁別之」(卷五一)と伝えていて、江淮地方の市塵に神品とされる絵画や流行詩篇を高値で買い付ける新羅人の姿があったことが知られる。この揚州には新羅坊があった可能性が指摘されている。それは唐代の揚州城址より新羅磁器・高麗青磁片が出土したことを根拠とし、楚州・泗州漣水県における新羅坊の存在から類推されたものであり、北宋の元豊七年(一〇八四)に設置された高麗館を、新羅館あるいは新羅坊の後継施設と見なすこと⁽²¹⁾によって論じられている。しかし、これは客観性に乏しい⁽²⁴⁾。

円仁は、開成三年(八三七)七月下旬の遣唐第二船の揚州府到着より翌年二月中旬にまでの約八ヶ月にわたって揚州に滞在しているが、この間、新羅人と接触したのは、海商王請の訪問を受けた一例に限られている。王請は対日貿易の担い手であり、日本語も堪能で、円仁に対して弘仁十年(八一九)に出羽国に漂着した唐人張覚濟船に同船していたことを明かして、「為_レ交_二易諸物_一、離_レ此過海。忽遇_二悪風_一、南流三月、漂_二着出州国_一。其張覚濟兄弟二人、臨_二将発時_一、同共逃留_二出州_一。從_二北出州_一、就_二北海_一而発、得_二好風_一、十五箇日流_二着長門国_一と漂流の顛末を語っている(開成四年正月八日条)。その他、登州の赤山院滞在中の会昌六年(八四六)四月、円仁を王宗なる新羅人が訪ねている(二十七日条)。王宗は「南州人」と呼ばれ、日本から渡海した延暦寺僧性海の書状を届け、性海の召喚

を託されて楚州経由で揚州に戻っている（五月一日条・六月十七日条）。彼は揚州在住者であったことが分かる。揚州に新羅人が居留していたことは確かであるが、大規模な居留は確認できない。むしろ、『行記』にほとんどのほらない点からすれば、後述する楚州・登州の新羅人社会とは様相を異にしていたと考えるべきだろう。

王請に関連して、『日本紀略』弘仁十一年（八二〇）四月戊戌条に、「唐人李少貞二十人、漂^二着出羽国^一」とあるのは、同一の漂着を伝えたものとみられる。李少貞なる人物は、八四〇年前後に張宝高の配下として清海鎮を拠点に対日貿易を行っていた新羅海商である。しかし、八二〇年の時点では、王請とともに揚州を拠点にして唐海商との協業によって貿易を展開していたらしい。唐人との協力関係は、王請・李少貞のほか、円仁の帰国船となる蘇州を出港地とした金珍船など、この時期の揚州以南の新羅人に共通する特徴である。しかも、李少貞は張宝高死後の混乱を鎮定した閩丈の使者として来日している²⁵。その行動は前述の崔暈とは対照的であって、清海鎮を拠点に活動した海商勢力とは一線を画す存在であったと考えられる。彼は八二〇年代以降の海域世界の変化、新しい国際貿易の展開を背景にして、対日貿易のために揚州から新羅へと拠点を移した人物であったと目される。王請や李少貞の場合、基本的には新羅本国との関係は希薄だったのだろう。

密州・海州における居留の状況は、開成四年四月の海州東海県での出来事に垣間見られる。残留のために遣唐使船を下りた円仁一行は、密州の木炭輸送船に遭遇する。円仁らは船員に対して自らを新羅僧と偽るが、船員たちは「吾等従^二密州^一来、船裏載^レ炭向^二楚州^一去。本是新羅人、人数十有余」と語り、一人を遣わして円仁一行を同県宿城村の新羅人宅に案内する。しかし、宿城村村老の王良は、「和尚到^二此処^一、自稱^二新羅人^一。見^二其言語^一、非^二新羅語^一。亦非^二大唐語^一」と日本僧であることを看破し、円仁らを州の役人に引き渡したのである。

密州の新羅人居留地は、海上交通のランドマークとなる大珠山の麓にあった²⁶。遣唐使船に搭乗した水手は渡海に先立って、諸城県大珠山において船舶を修理すべきことを提案している（開成四年四月一日条）。また、円仁は登州より楚州に向かうべく、大珠山の驕馬浦において新羅人陳忠の木炭輸送船を雇っている（大中元年閏三月十七日条）。こうしたわずかな例に依拠すれば、同地の新羅人には木材の伐採・加工・輸送に従事する人々が多かったようである。木炭は唐の国内交易によって生産地の密州から市場・消費地となる楚州に船で輸送されているが、その船員は唐で生まれた比較的若い世代であったとみられる。円仁との接触は、彼らが新羅語をまったく理解してい

なかつたことを物語る。彼らは国際貿易に従事する新羅人とは異なり、仕事の遂行上、新羅語を必要としなかつたのであろう。このような居留社会では、新羅本国との関係はさらに希薄になり、母語の維持・伝習の努力はなされず、地域社会への同化をさらに強めていく傾向にあつたと考えられる。

一方、海州は運河で楚州・揚州と結ばれ、海路で山東半島の密州・登州に向かう要地にあつた。宿城村の周辺には「取塩処」があり（開成四年四月七日条）、製塩に従事する人々の居留が推測されている⁽²⁷⁾。また、密州の新羅人との連絡からすれば、村落内の居留民も域内交易に従事し、国際貿易には関与していなかつたのだらう。新羅語を理解する王良は村老もしくは村長の地位にあつて、村落内でも古い世代に属しており、密州の居留地同様、世代の更新が進むなかで（地域社会への）同化が進行していたとみられる。

密州は唐の高句麗遠征の一拠点とされ、宋と高麗の通交においては、登州航路の堆砂による航路の不安定、対遼関係上の問題を背景に、山東半島の南側を通過する航路が利用されたことから、海商の往来も頻繁になり、元祐三年（一〇八八）には板橋鎮に市舶司が置かれて⁽²⁸⁾いる。また、円仁が海州押衛で勾当蕃客を兼務する張実に事情聴取を受けているように、海州府は外交使節の応対や通過管理など対外交通上の処務も担っていた。七二〇年頃の話になるが、『太平広記』卷二四三・貪・李邕条には「日本国使至^三海州」。凡五百人、載^三国信^一。有^三十船^一、珍貨数百万」とあるように、外国使節が到来する土地でもあつた。おそらく新羅との交通関係を背景にして密州・海州に移り住む人々もあつたのだらう。しかし、対外戦略上の位置付けや航路上の重要性は時代によって変化する。それは居留地の展開にも影響を与えることになる。消極的な評価に過ぎるかもしれないが、円仁との接触を参考にすれば、この時期の密州・海州両地域の新羅人も何らかの要因によって本国との関係が希薄になっていったのではないかと考えられる。

以上、推測を重ねつつ新羅人居留地の状況と新羅本国との関係を中心に見てきたが、円仁が在唐中、最も深く関わつたのは楚州・登州の新羅人社会であつた。次節ではその中心的人物である劉慎言と張詠の役割を確認し、羅唐間交通における居留地の役割について考察してみたい。

二、楚州・登州における新羅人の居留社会

(一) 楚州新羅坊の新羅訳語

楚州の街区には、泗州漣水県と同じく新羅坊があった。新羅坊は泉州・広州等にあつたムスリムの蕃坊に対比される。蕃坊では居留民のなかから一人を選んで蕃長とし、庶務を管掌させるとともに自治を行わせたのに対し、新羅坊には州県との折衝を担当する長として惣管があり、自治的な組織が運営されていた。⁽²⁹⁾漣水県の新羅坊には惣管の下に専知官が置かれて、坊内の居留民をまとめており、楚州の新羅坊には惣管の地位に薛詮、その下に置かれた新羅訳語に劉慎言なる人物が就いていた。薛詮については、「当州同軍将」とみえる(会昌五年七月三日条)。史料上は、漣水の居留地に新羅訳語の存在を見出すことができない。また、楚州の居留地には専知官の存在を見出せない。二つの新羅坊は淮河によって連接し、相互に連携しながら海上交通や運漕に従事しているが、こうした社会組織の相違は、両者の基本的な性格や役割の違いに関わってくるものと考えられる。

その一端を示唆するのは、承和の遣唐使の帰国船確保のための手続きである。遣唐使は楚州において新羅船と「新羅人諳海路者六十余人」(梢工・水手)を雇っている(開成四年三月十七日条)。この備船は、長安に到着した遣唐大使の藤原常嗣の奏聞によって許されたものである。それは、『行記』開成四年二月二十四日条に、

大使宣云、到_レ京之日、即奏_下請益僧往_二台州_一之事、雇_二九箇船_一、且令_レ修之事_上。礼賓使云、未_二対見_一之前、諸事不_レ得_二奏聞_一。再_三催勸上奏、但許_二雇_レ船修理_一、不_レ許遣_二台州_一。

とあつて、藤原常嗣が円仁の台州行きとともに、渡海に要する船舶の確保とその修理を要請していたことが知られる。しかも、「対見」以前の奏聞は認められなかったというように、定められた手続きに沿って唐政府の勅許を必要するものであつた。この備船を認める勅符は、開成四年正月初旬には揚州に達している。その内容は同月三日条に、「又聞、勅符到_レ州。其符状稱、准_二朝貢使奏_一、為_二日本国使_一、帖_二於楚州_一雇_レ船。便以_二三月_一令_二渡海_一者」と見えており、楚州での備船を許可し、三ヶ月以内の渡海を命じるものであつた。

備船にかかわる業務を現地を担当したのは、遣唐使新羅訳語の金正南である。金正南の行動で注目すべきは、右の勅符の到達を待つことなく、前年の十二月十八日には「諸使帰国之船」を定めるために揚州を離れて楚州に向かい、閏正月四日には、船舶の修理のために遣唐使員の都匠・番匠・船工・鍛工等呼び寄せている点である。勅許を見越したこの行動は、楚州における外国使節の発着、船舶の借り

上げに関する先例をふまえたものであろう。しかし、入唐頻度の少ない日本使節がその前例であったとは考えにくい。すれば、それは頻繁に入唐している新羅使節に準じた措置であったと考えるのが妥当であろう。承和の遣唐使は揚州到達後、新羅使節と誤解されているが、⁽³⁰⁾そもそも唐の事情に詳しい金正南や朴正長らを新羅訳語として搭乘させているように、入唐は新羅人の知識や彼らのネットワークに大きく依存したものであつて、唐での行動や手続きの類は新羅使節のそれに準じるものであつたとみられる。遣唐使が揚州より下河の水運を利用して長安に向かい、再び下河を下り楚州を起点とする航路をとっているのも、南路によって江淮から朝貢した際の新羅使節の往還路に重なるものであつた。⁽³¹⁾迂遠になったが、これらを考慮すれば、楚州の新羅坊は唐と新羅を結ぶ国家間交通を補完する役割を担っていたと考えられるのではないだろうか。一方、前掲した会昌五年（八四五）七月九日条に「於楚州及当県抽人」とあるように、楚州で雇った梢工・水手のなかには、漣水県新羅坊を拠点に活動する者も含まれていたことが知られる。この点からすれば、漣水の新羅坊は、楚州の新羅人が負う対外交通上の任務を補助する役割を担う存在であつた。

以下では新羅訳語劉慎言の活動を通して、楚州の新羅坊の特質を考えてみたい。開成四年三月、楚州で遣唐大使らと合流した円仁は、劉慎言に対して砂金・腰帯を贈り、その翌日には礼物を受け取っている（二十二日・二十三日条）。唐土残留の方策を得るための贈物であろう。これを初見として、劉慎言は長安・登州に滞在中の円仁に書信を送っており、その内容から彼の請け負った様々な業務が分かる。まず、会昌二年（八四二）五月二十五日条は、天台山に留学する円載の書状とともに、劉慎言が円載の僸從仁済に付して長安に送った書信を抄出している。

楚州新羅訳語劉慎言、今年二月一日寄仁済書云、送朝貢使梢工・水手、前年秋廻彼国。玄済闍梨附書状并砂金廿四小両。見在弊所。惠萼和尚附船到楚州、已巡五台山、今春擬返故郷。慎言排比人船訖。

この書状は、遣唐使が雇った新羅人の梢工・水手らの帰還⁽³²⁾、日本から送付された玄済阿闍梨の手紙や砂金が楚州にあること、惠萼が楚州に到り、五台山・天台山に向かったことを伝えたものである。梢工・水手の手配は、もとより劉慎言が関与したのであろう。また、仁済がもたらした円載の書状は、「僧玄済将金廿四小両、兼有二人々書状等」、付於陶十二郎帰唐。此物見在劉慎言宅」とその委細を

説明している（同日条）。砂金等は海商の陶十二郎（陶中）が日本を離れる際に付託されたものであり、劉慎言宅に預けられていたのである。惠萼の動向については、「其惠萼和尚去秋暫往天台」。冬中得書云、擬下趁李隣徳四郎船、取明州帰国^上。依惠萼和尚錢物・衣服并弟子悉在楚州、又人船已備、不_レ免_レ奉_レ邀、從_レ此發送」とあって（同日条）、楚州から帰国する予定であった惠萼は、劉慎言に人船の手配を依頼していたが、明州の李隣徳船で帰国することになったため、劉慎言は楚州に残された惠萼の弟子と金銭・衣服を日本に發送したという。

円仁は同年七月、弟子の惟正を楚州に遣わして日本からの書状等を求めたが（二十一日条）、十月十三日条には、

惟正從楚州_一歸到上都_一。得_二本国書_一二封、楞嚴院狀一封、高上人書一封、刀子四柄_一。其付陶中金廿四小両、楚州訳語劉慎言先用尽、惣不_レ得_レ而空手來。得_二訳語報_一云、扱_二円載闍梨命_一、先已用矣。書函封先已折開。

とあって、首楞嚴院等の書状は開封され、砂金は円載の指示で使い果たされていた。開封の経緯は分からないが、書状は海外の消息を得る情報源としても有益であったのだろう。旅資は日本僧の在唐活動を支えるために、劉慎言のもとで必要に応じて送金されたり、用立てられていたのである。

次いで会昌三年（八四三）十二月条所引の劉慎言の書信は、彼が円載の弟子仁好・順昌の一時帰国を伝えたものである。

得_二楚州訳語劉慎言書_一云、天台山留学円載闍梨稱、進_レ表遣弟子僧兩人令_レ歸_二日本国_一。其弟子等來到_二慎言処_一覓_レ船。慎言与_二排比_一一隻船_一、着_レ人發送訖。今年九月発去者。

劉慎言は自ら船一隻を手配し、九月に發送を終えている。仁好らは同年十二月に新羅人張公靖ら二十六人とともに長門国に帰着し、翌年七月には円載・円仁の旅資として朝廷から支給された黄金各二百両を携えて再渡海している⁽³³⁾。長安の円仁に日本僧の往還情報などを伝えたのは、楚州新羅坊の使者であった。同年正月二十九日条に、「楚州新羅人客來。得_二楚州訳語劉慎言書_一一通、順昌阿闍梨書一通_一」と

ある。劉慎言はこうした交信によって長安の新羅人とも結びついていたのであろう。

長安追放後の円仁は会昌五年(八四五)七月三日、楚州山陽県に至り、新羅坊で薛詮と劉慎言に面会している。二人は坊内に円仁らを留めて楚州から帰国させようとするが、淮南節度使下では「准_レ勅_レ通_レ過_レ之人、兩日_レ停留、便是_レ違_レ勅_レ罪」と交通が厳しく制限されており(会昌五年七月三日条)、賄を用いて交渉を重ねても、県司は「力_レ不_レ及_レ也」として許可を与えず、牒を發して登州への通送を整えようとする状況にあった。そのため、劉慎言は県家の仕丁に錢三百文を与え、八日朝まで坊内にとどめることを黙認させている(同月五日条)。その上で、陸路による登州行きには深憂多く、治安や廢仏政策が交通の障害となり得ることから、「訳語宅」に日本への請来品を一時預けるよう円仁に指示している。すなわち、同日条に、

共_二劉_一訳語_二商量、從_レ京_レ將_レ來_レ聖_レ教_レ功_レ德_レ頓_レ及_レ僧_レ服_レ等、都_レ四_レ籠_レ子、且_レ寄_二着_一訳語宅裏_一、分_二付_一訳語_一、囑_レ令_二檢_一校_一。苦_レ囑_レ云、若_レ到_二登州_一得_二停_一泊_一、即_レ將_レ書_レ請_レ來。未_レ間_レ在_レ長、意_レ檢_レ校_一、勿_レ令_二漏_一失_一。

とある。円仁は登州到着後の同年九月、張詠の家人高山を介してこれを取り寄せようとした(二十二日条)。ところが、翌年正月、劉慎言は書状により、淮南節度使の勅命を受けて坊内の經典・仏具等の一切を焼却したことを伝えてきた(正月九日条)。新羅坊は節度使権力の介入を無視できなかったのである。もっとも、「胎藏・金剛兩部大曼荼羅盛色」以外の請来品は無事であつたらしく、僊從丁雄方を閩方金船に付して楚州に向かわせている(二月五日条・六月二十九日条)。

七月八日、劉慎言は楚州を離れる円仁に対して一行の安存を託す「路次郷人」宛ての信書を与えている。同日条に「劉訳語有_二書_一状_一、付送_二登州_一已_レ來_レ路_レ次_レ郷_レ人_一所_レ囑_レ安_レ存_レ与_レ作_レ主人_一等事」とある。この書状は、楚州から登州に至る新羅人の「郷人」ネットワークの存在を窺わせるものである。実際に、泗州漣水県入りした円仁は、信書を頼りに真つ直ぐ新羅坊に向かつている(前掲同日条)。しかし、漣水以外では信書に期待を寄せた形跡はない。むしろ、その途次にあたる海州・密州では新羅人との接触さえ図っていない。海州では同地からの渡海を請うが、「近者新羅僧亦從_二京_一兆_レ府_一通_レ來、請_二於_一当_レ州_一權_レ泊_一、使_レ君_レ不_レ肯、便_レ通_レ過」とあるように(同月十五日条)、新羅僧でも状況は同じであつた。同地の新羅人は楚州の「郷人」との関係は希薄であつたようである。こうした点からすれば、「郷人」同士

つながりは、楚州・泗州漣水県・登州に限定されたものであったとみられる。

会昌五年（八四五）以降、円仁の関心は日本への帰国にあった。同年七月の楚州滞在中には、江南の常州に着岸した日本からの船舶二艘が仁好らに乗せた船と思われること、李隣徳船で帰国した惠萼が再び入唐して蘇州にいるとの情報を得ている（五日条³⁴）。また、同六年（八四六）正月には、劉慎言の書信で帰還した李隣徳船に日本客が同船していたことを聞きおよんでいる（九日条）。

さらに、翌大中元年（八四七）閏三月十日、円仁は登州からの渡海を断念し、明州の「神御井」（大神巳井）の船を求めて南行するが（同日条）、その途中で楚州新羅坊に立ち寄り、劉慎言より御井の船がすでに出航したことを聞き、楚州から帰国できるよう劉慎言に依頼している（六月五日条）。そして楚州では、蘇州松江口を出た唐人江長、新羅人金子白・欽良暉・金珍らの貿易船が萊州界嶗山に待機中であるとの便りを入手し、円仁は劉慎言が手配した新羅坊の王可昌船で嶗山に向かっている。その際、「春大郎」「神一郎」が明州の張友信船で帰国したとの情報を得ている（六月九日条・十日条）。

このように、劉慎言は各地の商人や新羅人居留地とのネットワークを利用して人や船舶の渡航に関する様々な情報を入手し、必要に応じて州県との折衝を行いながら、円仁・円載・惠萼ら求法僧や商客の活動を支えていたのである。その業務を支える坊内の組織としては、大中元年六月六日条に、「得_レ到_二楚州新羅坊_一、惣管劉慎言專使迎接。兼令_三団頭一人_一搬_二送衣籠等_一。便于公廨院安置」とみえて、運漕や積荷の揚陸に従事する団頭以下の団組織があったことが看取される。また、遣唐使が雇った新羅船は、一部大宰府に接収され、建造技術の模倣が試みられている³⁵。梢工・水手など専門集団とともに、外洋を航海するために必要な最新の技術を備えていたのが新羅坊であつて、惣管・新羅訳語のもとに管理・統括されていたのである。海上交通に必要なハード・ソフト両面の諸機能が集中したのは、唐・新羅の公的な交通を新羅坊がバックアップしていたことにもよるのである。新羅訳語はその名称が示すように、唐語とともに新羅語を駆使して海上交通に関する公私の任務を請け負っていたとみられるが、劉慎言は会昌六年以降、「楚州主人」「劉大使」「楚州劉惣管」「楚州惣管劉慎言³⁶」と呼ばれており、惣管の地位に就いたことが知られる。この地位の上昇は、新羅訳語の担う仕事が楚州新羅坊の活動や存続において、きわめて重要であつたことを意味している。

(二) 登州の勾当新羅所押衙張詠

登州は新羅の「真西」にあたり、好風を得れば二・三日で新羅に至るといふ地理的条件により、唐から東夷諸国に向かう際の寄港地、唐に入国する際の海関として機能した。『行記』は半島北辺の蓬萊県に所在した登州都督府（登州城）に新羅館・渤海館があったことを記す（開成五年三月二日条）。一方、半島南辺に位置する牟平県邵村浦、海陽県乳山浦、文登県赤山浦も境界領域の浦港として機能した。この南辺には多くの新羅人が居留していたが、その中心的な人物が張詠であった。

張詠は、「新羅通事」「登州諸軍事押衙」「勾当新羅使」「勅平盧軍節度使將軍同十將兼登州諸軍事押衙」「勾当新羅使同軍將」などの肩書を帯びて『行記』に登場する。⁽³⁷⁾これらの肩書が示すように、登州の地方行政機構、あるいは山東の地域権力であった平盧軍節度使の支配体制の末端に連なることによつて、その地位を保証されていたのである。張詠の居宅は文登県青寧郷の赤山浦に所在しており、「不絶二公客」⁽³⁸⁾（会昌五年九月二十二日条）という状態であったという。文登県牒等の行政文書において、張詠宅は「勾当新羅押衙所」「勾当新羅所」と指称されている。⁽³⁸⁾これは張詠の職務に関わるのであろう。円仁の記すところでは、勾当新羅所の職掌は「文登県界新羅人戸」の勾当にあつたが、その内実はよく分からない。会昌五年八月二十七日条には、

到二勾当新羅所。〔中略〕去開成五年從二此浦、入二五台、去時、得二此大使息力、專勾二当州県文牒公驗事、發送。〔中略〕大使使作レ状報レ州。得二文登県牒、稱、日本国僧円仁、惟正等二人、京兆府賜二給長牒。転二各一通、准レ勅通二本国。節仍被レ通到二此県。請到二勾当新羅所、求乞以延二唯命、候有レ過二往日本国、船、即帰国者。今見在レ浦者。〔傍点は筆者〕

とあつて、張詠は登州府に対して円仁の所在を報告している。行政単位としての赤山村ではなく「在レ浦」とあることに注目すれば、張詠が「浦」の管理者として赤山浦一帯の地域支配を担っていたことを示唆する。新羅人も港湾を中心に多く居留したのであろう。

張詠の帯びる職掌はこれに留まらない。右の史料は、円仁が出国のために楚州から陸路で登州都督府に至り、牟平県・文登県經由で勾当新羅所に達した際の記事である。ここには円仁の巡礼・帰国に張詠が深く関与したことが端的に示されている。五台山巡礼のための公驗発給には、登州・文登県の許諾が必要であつて、その許諾を得るには、円仁の来由と所在を証明する文書が必要であつた。この文書は、

赤山院の綱惟の署名をもって作成され、勾当新羅所を経て文登県に上申されており、円仁は文登県の許可を受けて、自ら登州都督府、さらに青州を治所とする押新羅渤海両蕃使のもとに向いて公験を入手している。³⁹この手続きでは、僧身の円仁の所在は赤山院となっているが、州県への申請やそれに要する文書の作成は、行政一般を担う張詠によって行われていたのである。⁴⁰

また、張詠は赤山浦を拠点にして外交使節の迎接を担っていた。開成四年の四月下旬、登州に至った遣唐使船は、「押衙之判官」の王教言と「州押衙」に面会している。姓名は見えないが、「州押衙」は張詠であろう。⁴¹その接遇の経緯を整理すれば、まず、四月二十四日に王教言が邵村浦停泊中の遣唐使船と接触し、船舶・人員の状況を確認している。翌二十五日、王教言が再びやって来て、使船の来由を調査し、使員らに酒魚・酒餅等を賜与した。そして二十六日、乳山浦に移動した使船のもとに「州押衙」が到来している。同日条に、

未時、新羅人卅余騎馬乗_レ驢来云、押衙潮落擬_二来相看_一、所以先来候迎。就中有_二二百姓_一云、昨日從_二盧山_一来、見_三本国朝貢船九隻俱到_二盧山_一、人物無_レ損。(中略)云云。不_レ久之間、押衙駕_二新羅船_一来。

とあるように、州押衙は驢に騎乗した新羅人三十人が岸上に待機するなか、潮が引くのを待つて海上から登場している。その後、ようやく使員は上陸し、押衙は停泊の経緯を聴取、また遣唐使の要請に応じて過海料の支給手配を進めている。過海料の支給等は登州府の処分を必要とした。五月十四日条には、「州押衙来_二於船上_一、問_二船上之人数_一、且婦_二村家_一」とあって、自らも船上にて人員の検校を行っている。

張詠は在地の新羅人を指揮しながら、船舶情報の掌握と州県への報告事務を行うとともに、遣唐使への応対を行っているのであり、騎馬で威容を整えるなどの演出も周到になされている。こうした接遇のあり方は、唐・新羅を往還する外交使節の寄港を前提にして整備されたものである。『行記』には開成四年六月二十八日条に、青州兵馬使吳子陳を正使とする「新羅慰問新即位王之使」の赤山院訪問記事、大中元年閏三月十日条に、「入新羅告哀兼予祭冊立等副使」として渡海を控えた試太子通事舍人金簡中、及び判官王朴以下の乳山浦来泊記事が見える。⁴²金簡中らの来港に際しては、「不_三来迎_二接天使_一」という讒言を受けており、唐の政府や節度使が発遣する外交使節に対する現地での迎接が、船員・食料の供給とともに、張詠の職務の範疇にあったことが分かる。張詠は、円仁の帰国船を建造するが、会昌

五年十一月三日条に「余取^二今月七日^一上^レ州、見^二新刺史端公^一。因^二此次^一、具申^下送^二和尚^一往^二日本国^一事^上、兼請^二当州牒^一。来春即排^二比船^一也」と語ったことが見えるように、その行為も登州刺史の許可を必要とするものであった。

中和四年(八八四)に新羅で建立された宝林寺普照禪師彰聖塔碑(金頌撰)には、「(開成)五年春二月隨^二平盧使^一歸^二旧国^一」とあって、開成二年に入唐した普照禪師体澄が「平盧使」に随伴して帰国したことが知られる。活動時期の重なる張詠の関与は不明とする他ないが、当時、平盧軍節度使による新羅との独自の通交も展開していたのである。張詠の役割は、朝貢管理・貢賦の取り次ぎ・異民族情勢の報告・過所の管理など平盧軍節度使が兼ねた押新羅渤海両蕃使の職掌に重なるものであり、登州における対新羅交通を補完する役割を居留社会が担っていたことを示している。

張詠は寄港する海商や外交使節との接触、他の居留地との連絡によって各地の船舶情報等にも接していた。記事にのぼるものは少ないが、他地域の新羅人居留地との関係のみておけば、楚州との緊密な関係を看取できる。会昌五年九月二十日条に、「大使家人高山就^二便船^一往^二楚州^一。共^二大使^一商議、作^レ書付送^二楚州詔語劉慎言及薛大使^一、請^二先所^レ寄經論、文書、功德幘及衣服等^一」とあって、円仁が預託した經典・仏具等を取り寄せるために、家人の高山を便船にて楚州に向かわせている。高山は新羅坊での經典等の焼却の経緯、日本僧性の海の渡唐情報を登州に伝えており(会昌六年正月九日条)⁽⁴⁴⁾、張詠はさらに丁雄万を乗せた閩方金の船を発遣している(同二月五日条)。また、登州からの帰国を断念した円仁は、張詠との協議により、明州で「神御井等船」に便乗することになり、新羅人鄭客の車を雇い密州に向かっている(大中元年閏三月十日条)。日本船の進発情報は劉慎言も把握しており、もとより楚州からもたらされたものであろう。なお、密州までの陸路の利用は、南に向う船がという事情を考慮したものであった。

張詠と楚州のつながりは特殊である。大中元年六月十日条によれば、金珍船と合流するために楚州を出立する円仁を「前惣管薛詮、及登州張大使舍弟張從彦及嬢」が見送っている。張詠の舍弟張從言と一家の母が楚州にいたこと、前惣管の薛詮と張詠一家に接点があったことが窺われる。当時、文登県は廢仏政策によって赤山院が大きな被害を蒙っており、その災禍を避けて、楚州に身を寄せていたものとも考えられる⁽⁴⁵⁾。しかし、指摘されるように、張詠自身がかつて楚州を拠点にして活動した人物であり、のちに登州に進出した可能性をみることができる。楚州・登州の新羅人居留地の特質をなす劉慎言と張詠の行政・対外交通上の役割には共通点も少なくないが、その背景には江淮から山東への新羅人の進出があったと推察されるのである。

三、登州再編と新羅人の居留地間移動

江淮の新羅人による登州への勢力伸張を如実に伝えるのは、張宝高の赤山院建立であろう。従来の研究に混乱があるので付言しておけば、張宝高に関しては、貿易活動を目的に登州に進出し、平盧軍節度使との結合したことが指摘されている。⁽⁴⁷⁾赤山院の存在や清海鎮の性格理解に基づく解釈だが、関連史料にこれらの事実を示すものはない。⁽⁴⁸⁾杜牧が一貫して軍人として描出しているように、そこに海商としての活動はない。また張宝高の活動には登州での経歴が見当らない。彼は基本的には、江淮から新羅に拠点を移したものと考えられる。清海鎮も本来的には海賊対策のための軍事拠点であって、支配下に集まり包摂された海商・海民集団がその保護・管理下で国際貿易を展開したのである。貿易活動は登州・楚州・泗州漣水県の新羅人居留地、揚州その他の交易地を拠点とする新羅人との連携を必要とし、軍事活動は新羅王権や山東の地域権力の承認を必要とするものであって、その前提、あるいはそれを背景として建立されたのが赤山院であった。しかし、この寺院は円仁の記録が示すようにあくまで宗教施設であって、交易上の機能を措定しようとする見解には容易に従えない。

赤山院の創建時期は不明ながら、開成四年（八三九）十一月の法華経講で法主を務め、円仁に五台山巡礼を勧めた聖琳は、「入三五台及長安一遊行得二十一年一、来此山院」という僧侶であり（同年七月二十三日条）、同年円仁が訪ねた赤山隣村の真莊村天門院の法空は、「此師曾至三本國一、帰来二十年」という僧侶であった（同月十四日条）。この二僧は八一九年を上限として赤山に留錫している。また、張詠は天長元年（八二四）に日本に渡航し、信恵なる新羅僧を大宰府より連れ帰っている。この信恵も赤山院に寄住しており、張詠が八二〇年代前半には赤山浦を拠点に貿易活動を開始していたこと、唐内外の新羅僧がこの時期に赤山に集まって来たことが分かる。僧俗の動向は、寺院の創始と軌を一にするものとして捉えることができよう。そして、登州における新羅人社会に大きな変化をもたらしたのは、八一九年の李師道の滅亡であり、その後積極的に推進された海域秩序の回復であった。

李師道は、永泰元年（七六五）安史の乱の鎮定に功績のあった侯希逸を追放して平盧淄青節度使となった李正己の孫にあたる。李正己は鄆州を会府として十五州に及ぶ領域を支配し、徳宗代に江淮と京師を結ぶ運河の要衝を押さえるなど反唐的な態度をとりつつ、これら諸州の支配を一族・腹心に委ね、河北から河南におよぶ軍事権を行使した。一族で徐州刺史であった李洧の離反によって徐・沂・密州を

失いながらも、政府の懐柔政策もあって、その地位・権力は子の李納、孫の師古・師道へと世襲された。その支配領域は塩や絹織物の産地にして鉄・銅・銀・錫など鉱物の産出地であり、これらの生産・流通を独占し、それを背景に強大な軍事力を維持したとされる⁽⁴⁹⁾。対外的には永泰元年(七六五)に李正己が押新羅北海面蕃使に任命されて以降、李師古が海運陸運押新羅渤海面蕃使、李師道が陸運海運押新羅海面蕃使を歴任し、代々新羅・渤海との外交・交易を掌握したことが分かる。『旧唐書』卷一二四・李正己伝に「貨_二市渤海名馬_一、歳歳不_レ絶」とあるのはその一端を示すが、さらに李商隱の『樊南文集』卷八・雜記・齐鲁二生程驥条は、「李師古貪_二諸土貨_一、下令_二郵商_一。鄆與淮海近、出_二入天下珍宝_一、日日不_レ絶」と、李師古の統治時代(七九二—八〇六)の鄆州が「淮海」(揚州)との交易によって繁栄していたことを伝え、彼我の交易に従事して富を得た少良なる元盗人の逸話を紹介している⁽⁵⁰⁾。

しかし、この状況は憲宗即位後に大きく変化する。藩鎮への抑圧政策を進めた憲宗は元和十年(八一五)に蔡州を攻撃するが、これを妨害した李師道に対して同年(八一五)十二月、江淮の諸節度使の討伐軍を差し向ける。以後、武寧軍節度使をはじめ滄州・徐州・魏博節度使など唐朝に帰順した諸勢力の攻撃を受けて、平盧淄青節度使はその兵力を削がれ、同十三年(八一八)には沂・密・海三州の献上と長子の入質によって恭順の意志を示すが、憲宗はかえって攻勢の手を強め、宣武・魏博・義成・横海等諸道に命じて進軍を続けた。その最中、翌年二月に李師道は部下の劉悟に捕えられて斬首に処され、ここに討伐戦争とともに李正己以来の山東支配は幕を閉じたのである。

李師道にいたる一族の支配は、新羅の対唐交通の障害になったとみられる。それは新羅の朝貢頻度の減少にも表れるが、『冊府元龜』卷四二・帝王部仁慈門・元和十一年(八一六)条には、「禁_下以_二新羅_一為_中生口_上。令_下近界州府長吏_一一切加_中堤_上。以_二其国宿衛王子金長廉_一狀_一陳、故有_二是命_一」とあって、羅唐間では新羅人を生口として売買する行為が横行し、禁圧を加えて対処すべき状態にあったことが知られる。

この八一六年から八一九年にかけては漂着記事が集中しており、唐と新羅・日本の航海に混乱が生じていた様子が察される。すなわち、新羅の遣唐使は八一六年に入朝王子金士信が楚州塩城界に漂着⁽⁵¹⁾、その翌年に入唐した王子金張廉も風漂して明州下岸に着岸している⁽⁵²⁾。八一九年には前出の張覚済船の出羽国漂着が知られる。同年正月には越州の周光翰・言升則らが新羅船に乗って日本に到着し、唐の消息を問われて「己等遠州鄙人、不_レ知_二京邑之事_一。但去元和十一年、円州節度使李師道反。所_レ擁兵馬五十万、極為_二精銳_一。天子発_二

諸道兵「討未_レ克、天下騷擾」と唐国内の混乱ぶりを伝えている。⁽⁵³⁾「円州」とあるのは淄青の誤りであろう。越州の海商もその情勢を無視できなかったのである。これらの漂着には、外交使節や海商が戦争状態にある山東半島への接近を回避しようとした可能性をみることができる。翻つていえば、山東半島を経由する航海は比較的安全であり、安定的であったことを示している。

李師道滅亡後、その広大な支配領域は三分され、山東の淄・青・齊・登・萊州は新たに平盧軍節度使に任命された薛平の統治に委ねられ、地域秩序の回復が図られていく。海賊行為や戦乱によって紊乱した海上交通も例外ではなかった。⁽⁵⁴⁾『唐会要』卷八六・奴婢・長慶元年（八二一）三月条には、薛平による次の上表文が見える。

平盧軍節度使薛平奏、応有_三海賊該_二掠新羅良口_一、將_下到_二当管登萊州界及縁海諸道_一、売_レ為_二奴婢_一者。伏以、新羅国雖是外夷、常稟_二正朔_一、朝貢不_レ絶、与_二内地_一無_レ殊。其百姓良口等、常比_レ海掠売、於理実難。先有_二制勅_一禁断、縁_二当管久陷賊中_一李氏占_二據平盧、世襲自立。承前不_二守法度_一。自_二取復_一憲宗元和十四年討_二平季氏_一取_二復平盧_一已来、道路無_レ阻。通相販鬻、其弊最深。伏乞、特降_二明勅_一、起_レ今已後、縁海諸道応_下有_二上件海賊_一売_二新羅国良人等_一一切禁断、請_二所在觀察使_一嚴加_中捉搦_上、如有_二違犯_一。便準_レ法断。
(下略)

ここに「先有_二制勅_一禁断」とあるのは、新羅宿衛王子金長廉の上奏を受けて出された元和十一年の禁制を指す。⁽⁵⁵⁾しかし、当時は「久陷_二賊中_一」という状態にあり、海賊による新羅人「百姓良口」の掠売行為を制止できなかったという。山東地域の支配回復後、管内の登州・萊州、また縁海諸道で展開される掠売行為は商業経済安定のための最大の弊害となっていた。そこで、薛平は再度降勅による統制を求めたのである。その後、同三年（八二三）正月に新羅使金柱弼の上奏により、縁海州県に対する規制を緩和して便船で新羅人を帰郷させるための手立てを確保し、⁽⁵⁶⁾次いで太和二年（八二八）十月には「雖_レ有_二明勅_一、尚未_二止絶_一」として、縁海諸道での「新羅奴婢」⁽⁵⁷⁾売買に対する禁令を再度宣布している。この年、新羅は清海鎮を設置し、翌年には牙山湾の南陽半島に唐城鎮を設置している。⁽⁵⁸⁾

新しい平盧軍節度使による地域秩序の再構築と新羅の要請に呼応した海上交通の統制は、李師道の支配下で海上貿易を担っていた海商勢力、人身売買に加担した海賊集団、登州の新羅人社会の再編を促したとみられる。この旧体制から新体制への移行過程において、張詠

は登州に進出し、開成年間までには在地の居留民を統率する地位を獲得していたのである。兼帯する軍号が示す平盧軍節度使権力との結びつきが成立するのは、移住の比較的早い段階であろう。彼が担う業務からすれば、張詠は楚州に蓄積された海上交通のノウハウを登州にもたらし、海上交通の秩序回復に協力することによって、その信用を獲得していったものと考えられる。

張詠が赤山浦に拠点を移すにあたっては、古くから同地に暮らしてきた新羅人との関係が問題となろう。新羅人社会の変容を示す史料は見当たらないが、その痕跡は赤山院の経営が張詠・林大使・王訓の三人に委ねられていた事実⁽⁵⁹⁾に看取される。円仁の赤山院留住は三人の許諾を必要とし、王訓の承諾を得た円仁は商人孫清に付して林大使宅に書状を送っている（開成四年五月十六日条）。王訓は牟平県部村の勾当として在地の新羅人を束ね、同時に遣唐使船の過海糧購入の手配を行い、他の使船の渡航状況を伝えるなど（同月一日条・十四日条）、張詠と連携して海上交通の管理を担った人物である。林大使は不明ながら、円仁が書状を送ったのは乳山浦停泊中であることから、海陽県乳山浦の新羅人を代表する有力者であったとみておきたい。乳山浦は赤山浦と同じく新羅人の一大居留地であって、日本の遣唐使のほか、光啓元年（八八五）正月に新羅使金仁圭・崔致遠の一行の寄港が知られるなど、新羅の対唐交通上利便性の高い港湾であった。つまり、文登・海陽・牟平県という県界をまたぐ三つの地域の新羅人が共同で経営・管理を行っていたところに赤山院の特質があるといえるのである。

『宋高僧伝』義湘伝にみる「文登旧壇越」の存在が示すように⁽⁶⁰⁾、この地域は早くから新羅との交流があり、長い時間をかけて新羅人の居留が多様に展開したとみられる。具体的な考察を要するが、張詠・林大使・王訓の三者の背後に存する地域性の違いには、九世紀前半に至る新羅から唐への移住の新旧やその経緯に起因する住み分け、換言すれば、集団性の相違が反映されているのではないだろうか。そのように捉えることができるならば、赤山院の三人による経営は、寺院が重層的な新羅人の居留社会の統合に対する志向性を持っていたことを示唆する。それは院内で挙行された八月十五日節などの行事にも窺われるが、赤山院は山東の社会変動を背景にして、江淮から拠点を移した新来の新羅人による先行する居留民の包摂、あるいは江淮の新羅人とのつながりを持ちつつ、本国に拠点を移して新羅王権と結びついた張宝高による居留民の取り込みを示唆するものである。新羅本国の清海鎮と江淮地方の楚州・泗州漣水県、および登州を結ぶ新しい広域ネットワークの構築とそれを支えた新羅人によって、赤山院は創建・運営された寺院であったといえる。

おわりに

以上、新羅人の海上活動を俯瞰するうえで基本史料となる『入唐求法巡礼行記』の分析を糸口に、唐の新羅人社会の特質を考察し、泗州漣水県と清海鎮を結ぶ海商の往来の前提に移民ネットワークが存在したこと、楚州新羅坊・登州文登県界の居留地の機能を確認し、楚州・泗州など江淮地方の新羅人の登州への移動について論じた。新羅訳語の劉慎言・勾当新羅所押衛の張詠は、ともに唐・新羅の国家間交通を補完する役割を担ったことを指摘できるが、本国との関係を維持することは、居留地の世代更新や母語の維持、海上交通の知識・技術情報の確保において重要であり、それが国際貿易にも反映されたと考えられる。

多元的に展開した新羅の海上交通から見れば、円仁が接した居留社会の動向はその一部に過ぎない。清海鎮を「新羅海路之要」とする杜牧による評価は時代性を帯びたものであって、外交使節や海商が利用した唐恩浦・会津など朝鮮半島西海岸の港湾の重要性を考慮しつつ、清海鎮とつながる泗州漣水県や登州文登県の位置付けを検討すべきであろう。また、『三国史記』神武王元年（八三九）七月条には、神武王が淄青節度使に対して奴婢を朝貢したことが見える。これは八二〇年代に禁制の対象となった新羅奴婢であって、その撲滅を目指した張宝高が擁立した王の朝貢行為としては矛盾をふくむ記事であり、新羅の対外交通が一元化されていなかったことを示す。体澄が利用した「平盧使」の存在をふくめ、その全体像の把握が必要になる。『五代会要』天成二年（九二七）三月条には、後唐が新羅国権知康州事であった王逢規を懐化大將軍、新羅国前登州都督府長史の張希巖・新羅金州知後官本国金州司馬の李彦諤に檢校右散騎常侍を授け、さらに入朝使張芬・副使朴述洪・判官李忠式にも官職を授けたことがみえる。高麗の王建、後百済の甄萱による外交・貿易をはじめとして、新羅の地域勢力の台頭による対中国交通の多元化とそれにもなう新羅王権の外交の麻痺は、国家の存立とも関わってくる。その状況が九世紀を通じてどのように準備されるのかが問題になるが、それは後考に委ねることにしたい。

注

(1) 今西竜「慈覚大師入唐求法巡礼行記を読みみて」(『新羅史研究』所収、国書刊行会、一九七〇年、初出は一九二七年初出)、内藤雋輔「新羅人の海上活動について」(『朝鮮史研究』所収、東洋史研究会、一九六一年、一九二八年初出)、森克己「慈覚大師と新羅人」所収、(『慈覚大師研究』所収、早稲田大学出版会、

一九六四年）など。

- (2) 金文経『唐代の社会と宗教』（崇実大学校出版部、一九八四年）、同『清海鎮の張保皐と東アジア』（郷土文化振興院、一九九八年）他。日本語論文に「在唐新羅人社会と仏教」（『アジア遊学』第二十六号、二〇〇一年）がある。
- (3) 許逸他『張保皐と黄海海上貿易』（国学資料院、二〇〇一年）、権惠永『在唐新羅人社会研究』（慧眼、二〇〇五年）。
- (4) 権惠永『在唐新羅人社会の形成と運営』（権惠永氏前掲書第二章）。以下、居留地の形成要因としての人口移動の展開については同論文に基づいて整理した。
- (5) 近藤浩一『赤山法花院と平盧軍節度使』（『韓国古代史研究』第二十八号、二〇〇二年）、同『登州赤山法花院の創建と平盧軍節度使・押衙張詠―張保皐の海上ネットワーク再考―』（『京都産業大学論集』人文科学系列、二〇一三年）。二論文は若干論旨が異なる。本論では主に後者を参考にしている。
- (6) 田中史生『江南の新羅系交易者と日本』（『国際交易と古代日本』所収、吉川弘文館、二〇一二年）。
- (7) 盧徳浩『羅末新羅人の海上貿易に関する研究―張保皐を中心として―』（『史叢』第二七輯、一九八三年）は、唐に移住した百濟・高句麗遺民との融合を指摘する。この理解は権惠永前掲論文にも継承されているが、高慶錫氏による批判がある（『在唐新羅人社会の形成と発展』『韓国史研究』第一四〇号、二〇〇八年）。
- (8) 『嘉定赤城志』巻二・黄巖県条に「新羅坊在二県東一里」、旧志云、五代時以二新羅人居レ此故名」とある。
- (9) 萩原史明『清海鎮大使張保皐と在唐新羅人の関係について―泗州漣水県を中心に―』（『史苑』第七三卷第二号、二〇一三年）の指摘がある。萩原氏は両地域に「人的関係」が存在したとする。関係性の特質が本質的な問題であろう。
- (10) 萩原史明氏前掲注（9）論文。
- (11) 『行記』巻二・開成四年七月二十三日条が巡礼地変更の経緯を詳しく伝えるが、登州からの旅程の問題もあった。「暫休下向二天台一之議上」とあるように、円仁は天台山行きをあきらめた訳ではなかった。
- (12) 『増補文献備考』巻三五・輿地考には、莞島周辺の海路が倭寇の通り道であったことを記されている。すなわち、五島列島からは東南風によって仙山島を経て古今島・加里浦等にいたる。対馬からは東北風によって蓮花・欲留の二島を経て南海・弥助・防踏等にいたる。莞島に置かれた加里浦鎮は、中宗十七年（一五二二）に倭寇対策のために設置された鎮衛であり、日本から全羅道地方に向かう要衝であったという。
- (13) 『行記』巻四・会昌五年七月三日条に淮南節度使下では「准レ勅通過之人、兩日停留、便是違勅罪」とある（後述）。また、楚州山陽県司の言に、「当州未二是極海之処一。既是准レ勅通過、不レ敢二停留一。事須通到二登州地極之処一、方可二上レ船帰国一者」とあるように、円仁の所持する公験（史料にみえる「勅」）は登州で便船を得るよう指示するものであり、道中では一所に「停留」できないという制限が加えられていた。円仁は楚州・海州でも逗留の許可を得られ

ておらず、状況は漣水県でも同じであった。

- (14) 専知官による不承認は影響力の低減を示唆する。それは「国難」を機に本来の拠点を失い、国際貿易から撤退したことともなう変化であろう。円仁は「心不_二慙_一」と坊内の人々の印象を記しているが、会昌年間の居留地の動向は、田中史生氏前掲注(6)論文に詳しい。
- (15) 『樊川文集』卷六所収。なお、杜牧に関しては、許山秀樹「杜牧における四度の長安時代―為政者としての意識を中心に―」(『中国文学研究』第一九期、一九九三年)を参照。杜牧は八三九年に史館修撰に任命されて宣州から長安に戻り、会昌二年(八四二)までを過ごしている。本作品の作成時期は不明ながら、「年至_二其国_一、誅_二反者_一立_レ王」とあるのは神武王擁立を指すことから、八三九年以降である。張宝高死去に関する叙述がない点から作成時期の下限を八四一年末に置くこともひとまず可能であり、長安滞在中に書かれた作品であったと見ることもできる。
- (16) 蒲生京子「新羅末期の張保皐の台頭と反乱」(『朝鮮史研究会論文集』第一六集、一九七九年)。
- (17) 蒲生京子氏前掲注(17)論文。
- (18) 金庠基「古代の貿易形態と羅末の海上発展について(一)(二)」(『震壇学報』第一・二号、一九三四・三五年)。
- (19) 李培徳著・伊藤泉美訳「一九世紀香港広東商人の商業ネットワーク」(飯島渉編『華僑・華人史研究の現在』所収、汲古書院、一九九九年)。
- (20) 蒲生京子氏前掲注(17)論文。鄭清柱「張保皐関連資料の検討」(金文経・金成勲・金井昊編『張保皐海洋経営史研究』所収、イジン、一九九三年)。
- (21) 本史料については、金文経「唐代の社会と宗教」(崇実大学校出版部、一九八四年)他参照。
- (22) 『白氏長慶集序』や『旧唐書』卷一六六・白居易伝、『新唐書』卷一九・白居易伝にも同内容の記事がある。
- (23) 早い指摘としては、朱江「略論唐代揚州城址与新羅文化遺跡」(『金文経教授停年退任記念東アジア史研究論叢』所収、慧眼、一九九六年)、同「統一新羅時代の海外交通述要」(『張保皐と清海鎮』所収、慧眼、一九九六年)。金文経氏注(2)日本語論文がその概略に触れている。
- (24) 田中史生氏前掲注(6)論文にも指摘がある。
- (25) 『続日本後紀』卷十一・承和九年(八四二)正月乙巳条。
- (26) 金文経「在唐新羅人の集落とその構造」(『唐代の社会と宗教』第二章)は、大珠山麓以外にも旁山(嶗山)麓に居留地があった可能性を指摘する。『行記』卷四・大中元年(八四七)六月二十六日条に「到_二嶗山南椒家莊_一、訪_二金珍船_一、其船已往登州赤山浦訖。見留書云、專在_二赤山_一相待(下略)」とあって、円仁は日本に行く金珍船を追って楚州から嶗山の南にある椒家莊に到る。翌二十七日条には、「修書付_二崔家船_一、報_二楚州劉惣管_一訖。更雇_二船主王可昌船_一、望_二乳山_一去」とある。崔家船に付託して劉慎言に書状を送り、王可昌船で乳山に向かっているが、椒家莊の住人が新羅人であったかどうかは不明である。
- (27) 金文経「在唐新羅人の集落とその構造」(同『唐代の社会と宗教』第二章)。

- (28) 『続資治通鑑長編』卷三十一・哲宗元祐三年三月乙丑条。宋代の密州の位置付けについては、呂英亭著・平澤加奈子訳「宋麗關係と密州板橋鎮」（『入唐求法巡礼行記』）に関する文献校訂および基礎的研究」科学研究費成果報告書、二〇〇五年）参看。
- (29) 金文経前掲注（2）書、堀敏一「在唐新羅人の活動と入唐交通」（『東アジアの中の古代文化』所収、研文出版、一九九八年）。
- (30) 『行記』開成三年七月二十日条。「今日州使來、始充_二生料_一。從先導新羅國使而與_二本國_一一_レ處、而今年朝貢使稱_二新羅國使_一、而相勞疏略。今大使等先來_二鎮家_一、既定_レ本國與_二新羅_一異隔遠邈_レ、即臬州承知、言上既畢」とある。
- (31) 権惠永「遣唐使の往復行路」（『古代韓中外交史―遣唐使研究―』第三章、一潮閣、一九九七年）。
- (32) 足立喜六訳注・塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』第二卷（平凡社、一九八五年）は、記事中の「廻_二彼國_一」を新羅本國への帰還と解釈する。しかし、会昌六年正月九日条では、劉慎言が日本からの書信の伝達を約したことを「有_二彼國信_一來、即專附上云々」と記している。「彼國」は日本を指す例があるので、ここでは同様に解釈する。会昌元年（八四二）秋、新羅では張宝高の反乱・殺害事件が起こっており、崔暈の国外逃亡時期に重なる。新羅への帰還は、状況的にも困難であったと推察される。
- (33) 仁好・順昌の帰國に関しては、『続日本後紀』承和十年（八四三）十二月癸亥条、承和十一年（八四四）七月癸未条に見える。
- (34) 惠萼の蘇州滞在については金沢文庫本『白氏文集』跋文、『元亨釈書』惠萼伝。および田中史生氏前掲注（2）論文参照。
- (35) 『続日本後紀』承和六年（八三九）七月丙申条に、「令_三大宰府造_二新羅船_一。以_三能堪_二風波_一也」とある。風波に強く外洋航海に対する適性に期待が寄せられたらしい。同卷九・承和七年（八四〇）九月丁亥条に、「大宰府言、対馬島司言、遙海之事、風波危險。年中貢調、四度公文、屢逢_二漂没_一。伝聞、新羅船能凌_レ波行。望請新羅船六隻之中、分給_二一隻_一。聽_レ之」とつて、六隻が建造されて、一隻は対馬島に配置されている。
- (36) 『行記』会昌六年六月二十九日条、大中元年六月六日条、同年六月九日条、同年六月十日条、同年六月二十七日条。
- (37) 『行記』開成四年六月七日条・同五年正月二十日条、会昌五年七月二十一日条、大中元年七月二十一日条。
- (38) 『行記』開成五年二月十九日条付載文登県牒、同卷四・会昌五年八月二十七日条。
- (39) 『行記』開成五年二月二十八日条。五台山行きのための公験申請・発給過程については、中大輔「『入唐求法巡礼行記』にみる唐の通行許可証―「公験」の再検討―」（『入唐求法巡礼行記』）に関する文献校訂および基礎的研究」科学研究費成果報告書、二〇〇五年）を参照。
- (40) 近藤浩一氏は前掲論文で、公験の発給に關与した赤山院が節度使機構の末端で外交事務を担ったとする。公験は文登県・登州府への申請を経て、押新羅渤海両蕃使が最終的に発給したものである。円仁の所在が赤山院とされるのは僧籍であったからに他ならない。
- (41) 『行記』開成四年五月十六日条に、「押衛使」到来後に「留住之状」を作成して林大使に送ったことが見える。円仁の赤山院留住には張詠・林大使等の承認

が必要であり(後述)、この時点で押衛＝張詠の許諾を得たものと考えておきたい。

(42) 『行記』会昌七年閏三月十日条。小野勝年氏が指摘したように、この遣使は武宗崩御の告哀にかかるものか、また文聖王の冊立にかかるものか判然としない(小野氏前掲書第四卷)。前年の新羅使金国連(『旧唐書』武宗本紀・会昌六年二月条)に対する答礼とみられるが、後者となれば在位九年にしての冊立であり、王の即位事情をはじめとする新羅国内の政治動向の検討が改めて必要となろう。

(43) 村上恭子「押蕃使の設置について」(『東洋学報』第八四号、二〇〇三年)。

(44) 性海の動向は前節を参照。『行記』会昌六年四月二十七日条、五月一日条にみえる。また円仁らの帰国は『続日本後紀』承和十五年(八四八)三月乙酉条。

(45) 権恵永氏前掲注(2) 書第二章。

(46) 近藤浩一氏前掲注(5) 論文。張詠一家の所在に関しては、李侁珍「九世紀在唐新羅人の活動について」(『中国史研究』第一三三号、二〇〇一年)。

(47) 近藤浩一氏前掲注(5) 論文は、これらを事実とみなし、平盧軍節度使が赤山院の創建・運営に関わっていたと結論する。史料に基づく論証の可能性を越えた見解であつて従い難い。

(48) 清海鎮・赤山院に関する私見は、「新羅国執事省牒からみた紀三津「失使旨」事件」(木村茂光編『日本中世の権力と地域社会』所収、吉川弘文館、二〇〇七年)、「唐代登州赤山法花院の八月十五日節」(『史海』第五七号、二〇一〇年)でその一部を提示した。

(49) 金鎮闕「唐代淄青藩鎮李師道について」(『素軒南都泳博士華甲紀念史学論叢』所収、太学社、一九八四年)、鄭炳俊「李師道藩鎮の滅亡から張保阜の登場へ」(『対外文化交流史研究』第二号、二〇〇三年)。

(50) 鄭炳俊「李正己一家の交易活動と張保阜」(『対外文化交流研究』第四号、二〇〇六年)が同史料の分析を行っている。同氏は、文中の「鄆」は基本的に会府たる鄆州を指すが、より広範に平盧節度使下の領内(当時は十二州)を指し、「淮海」は「尚書」禹貢を典拠に天下九州のうちの揚州を言うものと解している。ここでは氏の見解に従う。本史料については近藤浩一前掲論文も参照。

(51) 『旧唐書』卷一四九上・東夷伝・元和十一年(八一六)十一月条に「其入朝王子金士信等遇惡風、飄至楚州塩城県界、淮南節度使李鄴以聞」とある。

(52) 『三国史記』卷四六・崔致遠伝。遣唐使の漂着に備えて「水陸券牒」を発給し、所在に命じて船を供給するよう要請した崔致遠の上奏文中にみえる。

(53) 『日本紀略』弘仁十年(八一九)六月壬戌条。周光翰らは張覚濟船の同船者であり、ともに出羽に漂着した可能性も指摘される。小嶋芳孝氏は、唐・新羅商人が出羽地方への交易拡大を図ったとする(『唐越州人周光翰に見る九世紀の日本海交易』『石川考古学研究会会誌』三三三号、一九九〇年三月)。

(54) 新見まどか「唐代後半期における平盧節度使と海商・山地狩猟民の活動」(『東洋学報』五九一八八、二〇一三年六月)は、李氏一族が新羅海商を支配下に包摂し、交易を展開したことを指摘する。首肯すべき見解である。

- (55) 『冊府元龜』卷四二・帝王部・仁慈門の同年条に、「禁_下以_二新羅_一為_中生口_上、令_三近界州府長吏切加_二堤拳_一。以_二其国宿衛王子長廉狀陳_一、故有_二是命_一」とある。
- (56) 『唐会要』卷八六・奴婢・長慶三年（八二三）正月条に、「新羅国使金柱弼進_レ狀、先蒙_二恩勅_一、禁_レ売_二良口_一、使任從所適。有_二老弱者_一 栖栖無_レ家、多寄_二傍海村郷_一、願_レ歸無_レ路。伏乞、牒_三諸道傍海州郡_一、每_レ有_二船次_一、便賜_レ任_レ歸、不_二州郡制約_一（下略）」とある。
- (57) 『唐会要』卷八六・奴婢・太和二年（八二八）十月条に、「其新羅奴婢、伏准_二長慶元年三月十一日勅_一、応有_二海賊該掠新羅良口_一、將到_二緣海諸道_一、売為_二奴婢_一。並禁斷者。雖_レ有_二明勅_一、尚未_二止絶_一」とある。
- (58) 『三国史記』卷十・興德王四年二月条に、唐恩郡を唐城鎮に改め、沙浪極正に警固させたことが見える。
- (59) 新川登龜男「入唐求法の諸相」（『日本古代の対外交渉と仏教』所収、吉川弘文館、一九九九年）は、王訓などが在唐新羅人の王姓に唐人社会との混血の可能性を指摘する。登州の居留社会は同化の可能性を内包しつつも、世代交替を繰り返しながらも新羅人としてのアイデンティティや言語が維持された点にこそその特質があると言えよう。
- (60) 『宋高僧伝』は登州文登県の一信士宅で供養を受けたとするが、『三国遺事』義湘伝授は、唐の使者の帰国便に便乗して揚州に達したとする。後者が正しいとする見解もある（鎌田茂雄「統一新羅の仏教」『朝鮮仏教史』所収、東京大学出版、一九八七年）。この点については別の機会に検討したい。
- (61) 崔致遠『桂苑筆耕』卷二十・「祭巖山神文」、同「謝太尉別紙」。新羅遣唐使の航路に関しては、権惠永「遣唐使の往復行路」（『韓中外交史』所収、一潮閣、一九九七年）参照。